**景観形成基準に対する措置状況説明書（建築物の建築等）**

**＜雑司が谷地域景観形成特別地区　雑司が谷地域住宅地エリア＞**

|  |
| --- |
| **＜当該行為における景観に関する考え方＞**記載欄 |

|  |  |
| --- | --- |
| **配置** | ○敷地内に残すべき景観資源（遺構、樹木、池、湧水等）がある場合には、これを生かした計画とする。 |
| 記載欄 |
| ○壁面の位置の連続性や適切な隣棟間隔の確保など、周辺の街並みに配慮する。 |
| 記載欄 |
| ○坂道沿いなど、地形の変化がある場所では、既存の地形を生かした配置に努める。 |
| 記載欄 |
| ○幹線道路沿いや商店街では、歩行者に圧迫感や威圧感を与えないように努めるとともに、隣接する建築群との関係に配慮し、通りとしての連続性を損なわないよう計画する。 |
| 記載欄 |
| ○道路などの公共空間と連続したオープンスペースの確保など、公共空間との関係に配慮する。特に商店街では、人が溜まれる空間を設けるよう努める。 |
| 記載欄 |
| ○重要な景観資源（雑司が谷旧宣教師館（以下「旧宣教師館」という。）、雑司ケ谷霊園(以下「霊園」という。)等）周辺では、通りからの景観資源の見え方に配慮した配置とする。 |
| 記載欄 |
| **高さ・**  **規模** | 〇建築物の分節化や高層部の後退などにより、圧迫感の軽減に配慮する。 |
| 記載欄 |
| ○重要な景観資源（旧宣教師館、霊園等）周辺では、通りからの景観資源の見え方に配慮し、これを損なわない高さ・規模とする。 |
| 記載欄 |
| **形態・**  **意匠・**  **色彩** | ○商店では、ショーウィンドウなどの工夫により、風情のある街並みと調和した空間を計画する。 |
| 記載欄 |
| ○道路の突き当り部分や折れ曲がる部分では、視線が集まることを考慮したデザインとする。 |
| 記載欄 |
| ○附帯する建築設備等は、設置場所や目隠しなどの工夫により周囲からの見え方に配慮する。 |
| 記載欄 |
| ○坂道沿いなど、地形の変化がある場所では、その変化を建築物等のデザインに生かすように工夫する。 |
| 記載欄 |
| ○外壁は、地域の歴史や文化が感じられる街並みとの調和に配慮した素材を活用する。 |
| 記載欄 |
| ○建築物単体だけでなく、周辺のみどりや建築物、景観資源等（公園、並木、モニュメント等）との調和に配慮する。 |
| 記載欄 |
| ○色彩は「⑤色彩基準（雑司が谷地域景観形成特別地区）」に適合するとともに、周囲の建物から突出せず、地域の歴史や文化を尊重し、落ち着きのある地区にふさわしい色彩を基調とする。 |
| 記載欄 |
| **公開**  **空地・**  **外構・**  **緑化等** | ○緑化にあたり、樹種の選定や樹木の配置等は継続的な維持管理が可能な計画とする。 |
| 記載欄 |
| ○駐車場・駐輪場を設置する場合は、緑化の工夫により、道路や隣地からの見え方に配慮する。 |
| 記載欄 |
| ○道路に面して緑化スペースを確保するなど、地域のみどりの特徴を踏まえ、周辺のみどりとの連続性に配慮する。 |
| 記載欄 |
| ○道路の突き当り部分では、緑化スペースを設けるなど、視線が集まることを考慮した外構とする。 |
| 記載欄 |
| ○外構計画は、自然素材を用いるなど、地域の歴史や文化が感じられる街並みとの調和に配慮する。 |
| 記載欄 |
| ○商店街では、にぎわいを連続させるため、道路に面して植栽やベンチ等を配置するなど、人が溜まれる空間を設けるよう努める。 |
| 記載欄 |
| ○重要な景観資源（旧宣教師館、霊園等）のみどりとの連続性を考慮し、敷地や建築物を緑化する。 |
| 記載欄 |
| ○道路や広場などに面して垣・柵を設ける場合は、生垣とするなど、閉鎖的にならないように配慮する。 |
| 記載欄 |

|  |
| --- |
| **<上記以外で特に景観に配慮した事項＞**記載欄 |